CASE STUDY

埼玉県志木市

志木市成年後見制度の利用を促進するための条例

平成29年4月施行。成年後見制度利用促進法に基づく全国初の条例。制度の利用促進に関する施策を策定し、実施することを市の責務として明記している。

条例制定の背景

ようになった現在にあっても、

志木市では人

が年々微増傾向にあります。

人口減少が現実の問題として広く注目される

比較したとき、75歳以上の人口は1682市者の急増が見込まれており、本市の将来人口者の急増が見込まれており、本市の将来人口とかしながら、人生100年時代と言われ

ち向かうため、

「成年後見制度の利用の

促

こうした将来環境を的確に捉え、

課題に立

に関する法律_

以 下

「促進法」という。)

おいては条例の制定を努力義務としていると

志木市は、埼玉県の南西部に位置しており、面積は9・05㎞と、埼玉県内で2番目に小さ面積は9・05㎞と、埼玉県内で2番目に小さ面積は9・05㎞と、埼玉県内で2番目に小さ

1

志木市の概要

局面に入りつつあると見られる」と発表され について「 基準日として行った国勢調査で、 ンや保育施設が多く設置され、 在も東武東上線志木駅周辺は、 から東京のベッドタウンとして発展し、 **、でいつもにぎわっています。** 分というアクセスの良さから、 昭和45年に市制施行し、 総務省統計局が平成17年10 我が国初の人口減少であり、 東京都の都心まで 子どもたちの 高層マンショ 昭和40年頃 日 本の人口 |月1日を 今現

います。

区町村の中で上位から192番目となり、

割

合的にも約1・6倍に急増すると想定され

が喫緊の課題となっています。 身寄りがいないなどの理由から、 親亡き後の障がい者の利益と権利を守るた ます。これから増加していく認知症高齢者や 現状では十分な制度利用につながっておら ます。しかしながら、そうした方々について、 度のニーズはますます高まると見込まれて 症高齢者や、 このような少子高齢化の進展の 本人に代わり契約行為等を行える親族 適切な後見制度の利用促進を進めること 制度の認知度もまだまだ低い状況にあり 親亡き後の障がい者の増加によ 成年後見制 中で、 認知



志木市健康福祉部 長寿応援課 主幹 **黒澤 多恵**

スピールでは将来に備え確実に促進 ころですが、本市では将来に備え確実に促進 という。) を平成29年4月に制定しました。この条例の を平成29年4月に制定しました。この条例の を平成29年4月に制定しました。この条例の を平成29年4月に制定しました。この条例の を平成29年4月に制定しました。この条例の を平成29年4月に制定しました。この条例の を平成29年4月に制定しました。この条例の を平成29年4月に制定しました。この条例の という。)

条例化については、当初、担当者の間では、審議会の設置を盛り込んだシンプルな条例を想定し、国の動向を見極めようとしていましたが、「審議会の設置のみならず、成年後見の難護を図るための条例整備を」という首長の想いや、将来環境の洞察などから、最終的には促進法や平成29年3月24日に閣議決定された、成年後見制度利用促進基本計画の理念にも具体的に踏み込んだ条文となりました。

又は民法の規定により、それぞれの関係課が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、これまでも、老人福祉法や知的障害者福祉法、見制度の支援ができないわけではなく、市は見もちろん、条例がなければ市として成年後

きました。 別々の法律に従い、申立て等の支援を行って

置き、 組みを更に活用していく重要性を常に念頭に も子供も生活困窮者に対しても、一元的・包 共生社会の実現を意識し、 制度の利用促進」と「共生社会の実現に資す 支障がある者を社会全体で支え合うことが 認知症、 括的に支援できる体制の構築が必要であるこ られます。 ること」とは切り離せないものであると考え 度 共生社会の実現に資すること及び成年後見制 高齢社会における喫緊の課題であり、 あることにより財産の管理又は日常生活等に (がこれらの者を支える重要な手段である しかし、促進法の第1条には あわせて「市民後見人」による互助の仕 (略)」(傍線筆者)とあり、 調整してきました 知的障害、その他の精神上の障害が そのため、条例の整備においても、 高齢者も障がい者 「この法律は、 「成年後見 かつ、

てを意識し包括的に支援していくことが求めてな意識し包括的に支援していくことが求要け、後見制度だけでなく、本来その人が必要け、後見制度だけでなく、本来その人が必要とする福祉サービス等にも適切につないでいとことが重要であるとの立場から、成年後見をおるに基づく体制構築に当たっては、「高齢者」、「障がい者」、「地域福祉」、「子供」やにを意識し包括的に支援していくことが求めてを意識し包括的に支援していくことが求めてを意識し包括的に支援していくことが求めてを意識し包括的に支援していくことが求めてを意識し包括的に支援していくことが求めてを意識し包括的に支援していくことが求めている。

くことが必須となっていました。織の枠を超えて、関係各課と調整を行っていも、制定後の支援体制を意識し、縦割りの組られます。したがって、条例を制定する上で

者が だと言えます。 ていかなければならず、 関係者をつないでいくことが求められ、この の福祉サービス(特に介護保険サービスと障 ターや障がい者等相談支援事業所がそれぞれ の一つとなっています。 ワーク」の結成と、 を主眼におくことが地方自治体の重要な役割 の支援者を構成員とした「地域連携ネット 生社会の実現を念頭に置き、後見制度利用者 (以下「促進計画」という。)においても、 また、 い福祉サービス)の垣根を超えて包括的に 従前のセクショナリズムの考え方を超え 「チーム」となって利用者を支えること 国の成年後見制度利用促進基本計 後見人を含む全ての支援 最も苦労したところ 地域包括支援セン 共

のように成年後見制度の利用促進を進めてい「中核機関」を設置することが求められている。このため、本市も条例により市の責務として「中核機関」を設置することとし、市として「中核機関」を設置することが求められている。としました。一地方自治体が裁判所と、連携及び関係構築をしていくこととしました。一地方自治体が裁判所と、促進計画においては、地方自治体にまた、促進計画においては、地方自治体に

ことの一つです。 見える関係を構築していくことも、苦労したで皆無であったため、裁判所との調整や顔の

そもそもこの「成年後見制度利用促進法」という法律自体が努力義務の位置付けとなっという法律自体が努力義務の位置付けとなっるとともに、成年後見制度の利用促進に対するとともに、成年後見制度の利用促進に対する職員のモチベーションを高揚させ、皆に理解されるようになるためには、大きな推進エンジンとして、基盤となる条例の制定が重要であると考えています。

4 条例の内容、設計の解説

いきます。 以下、条例の内容と設計について解説して

「志木市成年後見制度の利用を促進するたい。大成年後見制度の利用促進を着実に進めていいるよう、市の基本計画を定めるとともに、市が中核機関となり、県や家庭裁判所をはじめとした関係機関と連携して、成年後見制度の利用がめとした関係機関と連携して、成年後見制度の利用を促進するためとした関係機関と連携して、成年後見制度の利用を促進するたくこととしました。

の利用について、市が率先して施策を策定し特に、条例には市の責務として、成年後見

イントを定めました。を着実に進めていくために、条例に以下のポていくことを明記しており、本市の基本計画

2点目は、法において努力義務とされた、 協議検討し、策定するとしたことです。 本的な計画案を、条例により定めた審議会で 本のは計画案を、条例により定めた審議会で をであるとしたことです。

記したことです。

②点目は、対によいて努力義務とされた
な年後見制度の利用の促進に関し、基本的な
成年後見制度の利用の促進に関し、基本的な

です。 発見した場合に、 携ネットワーク」の構築や、その中核的な役 な契約行為から本人の権利や財産の保護を図 期に適切な支援につなげることができ、 ネットワークセンターにつなげることで、早 0) する機会のある関係機関が支援が必要な人を 割を担う「中核機関」の設置を明記したこと 行われるよう、 見制度の利用を必要とする人の支援が適切に ることが可能となるようにしました 関係機関で情報共有し、いち早く市の後見 そして3点目は、被後見人や後見人等、 権利擁護支援が必要な人と普段から接 関係機関が連携した「地域連 「地域連携ネットワーク」 不当 後

目についても、条例では市の責務としており、このように、促進法で努力義務とされた項

も、市の基本計画に沿って着実に実行し、体携ネットワークと中核機関の設置について審議会の設置と市の基本計画の策定、地域連

5 条例を基にしたこれまでの取組

制を構築しています。

ター」を設置しました。 新たな相談支援機関「後見ネットワークセン 生社会の実現」を目指した「中核機関」と、 から計画に基づく体制構築に努め、新たに「共 視点で市の基本計画を策定し、平成30年4月 ります。そのため、未成年後見も含めた広 及び未成年者などが後見制度の利用対象とな 認知症高齢者や知的障がい者、 利用者と、制度利用が必要な市民としており 計画の対象者は、 第6条に基づく基本計画でもあります。この 講ずる措置となる基本的な計画であり、 市 の基本計画は、 成年後見及び未成年後見の 促進法第23条の市町村 精神障がい 条例 0

るものです。 団体、 推進するためものであり、 市の後見制度の利用を、 把握と必要量の確保を図るものであり、 主的かつ積極的な活動を行うための指針とな き、基本理念及び基本目標を定め、ニーズの また、この基本計画は、 事業者、 市 (行政) 総合的かつ計 が、 条例第6条に基づ 市民、 それぞれに自 関係機関

により意見の聴取を行いました。関係者、学識経験者と地縁組織等の市民参画は、市民や障がい者団体等からの幅広い意見は、市民や障がい者団体等からの幅広い意見は、市民や障がい者団体等からの幅広い意見

あわせて、平成29年6月から、学識経験者を画を求め、条例に基づく「志木市成年後見参画を求め、条例に基づく「志木市成年後見齢を重ね、幅広い意見を聴取し、研修及び審議を重ね、幅広い意見を聴取し、研修及び審した。

0 今後の課題や展望

の利用促進に対する取組もその一つだと言えめられる役割は増大しており、この後見制度います。今日、多くの分野で地方自治体に求応策を策定し、実施する」責務が課せられて主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた

平成30年4月から2年間という短い期間平成30年4月から2年間という短い期間で、市の基本計画を示し、国の動向を踏まえ、で、市の基本計画を示し、国の動向を踏まえ、に柔軟に反映できるようにしました。これから、2期目の計画内容について、国の動向を踏まえ、ら、2期目の計画内容について、国の動向を踏まえ、見据えながら、今年度新たに精査していきまり。

す。 ŋ き、 障がい者等相談支援事業所を通して、 度の利用が必要とされる人全てが、 だまだ本人の権利や財産を守るために後見制 ています。 きる体制をいち早く整備していくことを考え 会の実現を念頭に置いた支援体制の更なる推 に着実に取り組んでいくことを考えていま 見制度の利用に至っていない現状がありま る人材の育成に取り組むことは大変重要であ 高齢化に対応できるように、後見人となり得 に先駆けて条例を制定し、これからも引き続 していく過程に入っていきます。急速な少子 人口7万人台という小さな自治体が、 まずは、このギャップを埋めていく活動 市の基本計画に沿って様々な取組を実践 そして今後は、 早急に進めていく必要がありますが、ま 制度の更なる周知、 地域包括支援センターや ニーズの把握がで 適切な後 共生社 全国

けて これから実施予定の他自治体へ向

7

せん。 ています。 超えた支援者の研修や制度の周知は、 ぞれの関係法や関係サービスを熟知してい ワークセンターは、 機関及び後見の相談機関である後見ネッ た餅にならないように、 体制で進めていく必要があり、 とになった自治体は、 もこれから更に進めていく必要があると考え 必要があります。それとともに、法の垣根を 「障がい者」と「高齢者」等について、それ 条例の制定及び市の基本計画を策定するこ 制度だけでは完成できるものではありま 「共生社会の実現」を必ず念頭に置い 制定後の条例や基本計画が、絵に描 首長申立ての対象である 法の理念にのっとり 体制整備を行う中 一つの法、 所 た

年進を図ってまいります。 ・市民や地域、関係機関と連携し、中核機 き、市民や地域、関係機関と連携し、中核機 き、市民の権利と利益を守り、安心して生 関である市が率先してその役割を担っていく 関である施策を着実に進めるとともに、本市 は、中核機